

平成二十九年三月二十二日提出  
質問第一五三号

GPS 捜査違法判決に関する質問主意書

提出者  
初鹿明博

## GPS捜査違法判決に関する質問主意書

「平成二十八年（あ）第四百四十二号 窃盗、建造物侵入、傷害被告事件 平成二十九年三月十五日 大  
法廷判決」において、車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する  
刑事手続上の捜査（以下「GPS捜査」という。）の適法性に関し、プライバシーの侵害にあたり違法であ  
るとの判決が出ました。

この判決を受けて、警察庁は三月十五日に、都道府県警等関係機関に対し「移動追跡装置を使用した捜査  
に係る最高裁判所大法廷判決について」（警察庁丁刑企発第十五号、丁支発第二十二号）を出し、GPS捜  
査を今後控えるよう通知しました。

以下質問します。

一 この通知には「各都道府県警察にあつては、本判決を踏まえ、検証として行うものを含め、同装置を取  
り付けて捜査対象車両の位置情報を取得する捜査を控えられたい」と記載されているが、「控える」必要  
がある捜査は、「車両に」移動追跡装置を付けての捜査のことを指しているか。また、このような捜査に  
ついては「禁止する」ということで良いのか。

二 この通知が対象としているのは車両のみで、車両以外の対象物に移動追跡装置を付けて位置情報を取得する捜査は控える必要がないのか。それとも、車両同様に控えるということの良いのか。

三 最高裁大法廷の判決において、移動追跡装置を使用しての捜査については法制化が望ましい旨の判断が下されていますが、この判決を受けて、法制化の検討を始めるのか、政府の見解を伺う。  
右質問する。